

議案第13号

東広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

東広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年3月17日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

東広島市立小・中学校体育施設の開放について、開放の日時を変更するとともに、公共施設予約システムの導入に伴う当該システムによる施設の利用申込みの手続に関する規定の追加その他所要の規定の整理を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

東広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則（昭和54年東広島市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「開放の日時」を「学校体育施設の開放」に、「別表のとおり」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日時に行うもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) スポーツ開放 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第8号）第17条第1項に規定する休業日の午前9時から午後6時まで

(2) 夜間スポーツ開放 1月1日から12月31日までの間の日の午後6時から午後10時まで

第7条第3号中「もっぱら」を「専ら」に改める。

第8条中「、学校長を経由して」を削り、「所定の申込書によつて教育委員会に」を「、所定の申込書により、学校長を経由して教育委員会に（公共施設予約システム（市の使用に係る電子計算機と公共施設を利用しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、公共施設の利用に関する情報を蓄積し、及び利用するために設置され、及び管理されているものをいう。）を使用する場合にあつては、教育委員会に）」に改める。

第10条第1項中「によつてき損し」を「により毀損し」に改め、同条第2項中「あつても」を「あつても」に改める。

別表を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新	旧
<p>○東広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則 (学校体育施設開放の日時)</p> <p>第5条 <u>学校体育施設の開放は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日時に行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>スポーツ開放 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第8号）第17条第1項に規定する休業日の午前9時から午後6時まで</u></p> <p>(2) <u>夜間スポーツ開放 1月1日から12月31日までの間の日の午後6時から午後10時まで</u></p> <p>2 (略) (登録できない団体)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用団体として登録しない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>専ら</u>営利を目的としたもの (利用の申込み)</p> <p>第8条 学校体育施設を利用しようとする登録団体の代表者は、利用希望日の属する月の前月の17日から26日までの間に、<u>所定の申込書により、学校長を経由して教育委員会に（公共施設予約システム（市の使用に係る電子計算機と公共施設を利用しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、公共施設の利用に関する情報を蓄積し、及び利用するために設置され、及び管理されているものをいう。）を使用する場合にあつては、教育委員会に）</u>申し込み、あらかじめその許可を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があると教育委員会が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(利用者の責任)</p> <p>第10条 利用者は、開放学校の施設及び設備を故意又は重大な過失により毀損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 利用者は、危害防止には万全を期さなければならない。不慮の災害、人身事故により利用者が損害を受けることがあつても、教育委員会は、その責めを負わない。</p>	<p>○東広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則 (学校体育施設開放の日時)</p> <p>第5条 <u>開放の日時</u>は、<u>別表のとおり</u>とする。</p> <p>2 (略) (登録できない団体)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用団体として登録しない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>もっぱら</u>営利を目的としたもの (利用の申込み)</p> <p>第8条 学校体育施設を利用しようとする登録団体の代表者は、<u>学校長を経由して</u>、利用希望日の属する月の前月の17日から26日までの間に<u>所定の申込書によつて教育委員会に</u>申し込み、あらかじめその許可を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があると教育委員会が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(利用者の責任)</p> <p>第10条 利用者は、開放学校の施設及び設備を故意又は重大な過失によつてき損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 利用者は、危害防止には万全を期さなければならない。不慮の災害、人身事故により利用者が損害を受けることがあつても、教育委員会は、その責めを負わない。</p>

新	旧																																				
<p><u>削除</u></p>	<p><u>別表（第6条関係）</u> <u>（一部改正〔平成5年教委規則2号・12年4号〕）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">開放の日時</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">開放の種類</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">施設</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">開放する日</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">開放する時間</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">4月～10月</th> <th style="text-align: center;">11月～3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">スポーツ開放</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">校庭・体育館</td> <td style="text-align: center;">日曜・祝日</td> <td style="text-align: center;">午前9時～午後5時</td> <td style="text-align: center;">午前9時～午後4時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長期休業日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土曜</td> <td style="text-align: center;">午後1時～午後5時</td> <td style="text-align: center;">午後1時～午後5時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">夜間スポーツ開放</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">校庭</td> <td style="text-align: center;">日曜・祝日</td> <td style="text-align: center;">午後6時～午後10時</td> <td style="text-align: center;">午後6時～午後10時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平日・長期休業日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">体育館</td> <td style="text-align: center;">同上</td> <td style="text-align: center;">同上</td> <td style="text-align: center;">同上</td> </tr> </tbody> </table>	開放の日時					開放の種類	施設	開放する日	開放する時間		4月～10月	11月～3月	スポーツ開放	校庭・体育館	日曜・祝日	午前9時～午後5時	午前9時～午後4時	長期休業日			土曜	午後1時～午後5時	午後1時～午後5時	夜間スポーツ開放	校庭	日曜・祝日	午後6時～午後10時	午後6時～午後10時	平日・長期休業日				体育館	同上	同上	同上
開放の日時																																					
開放の種類	施設	開放する日	開放する時間																																		
			4月～10月	11月～3月																																	
スポーツ開放	校庭・体育館	日曜・祝日	午前9時～午後5時	午前9時～午後4時																																	
		長期休業日																																			
		土曜	午後1時～午後5時	午後1時～午後5時																																	
夜間スポーツ開放	校庭	日曜・祝日	午後6時～午後10時	午後6時～午後10時																																	
		平日・長期休業日																																			
	体育館	同上	同上	同上																																	

【参考資料 議案第13号】

学校体育施設開放事務における公共施設予約システムの導入

1 目的

小中学校教職員を対象としたアンケート調査の結果、学校体育施設開放事業に係る事務作業が負担の上位となっていることを受けて、働き方改革の一環として、事務処理をシステム化し、これまで主に対面で行っていた事務作業の一部を電子化することで、利用者の利用申請や照会といった各種手続きの簡略化及び事務担当教職員の業務負担の軽減を図る。

2 事務手続き等の変更

(1) 変更時期

令和3年7月利用分（令和3年6月申請分）から（予定）

(2) 変更内容

	変更前 (令和3年6月利用分まで)		変更後 (令和3年7月利用分から)
利用状況照会	利用者は学校へ直接、利用状況照会を行う。(電話、来校等)	➔	利用者は公共施設予約システムから、いつでも利用状況照会が可能。(パソコン、スマートフォン等)
使用申請・使用許可	利用者は申請期間内に使用申請用紙を学校へ提出し、学校が許可書を発行することで使用許可完了。(紙媒体でのやりとり)		利用者は申請期間内に公共施設予約システムから使用申請を行うことで、自動的に使用許可完了。
使用料支払	学校が使用申請に基づいて使用料の計算、納付書の発行を行い、利用者が使用前日までに金融機関で納付することで使用料納入完了。		教育委員会が公共施設予約システムへの使用申請に基づいて使用料計算を行い、利用月の翌月末日に口座引落を行うことで使用料納入完了。
鍵・書類等受け渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と利用者との対面による直接受け渡し ・生徒の保護者が利用者の場合、生徒を経由しての受け渡し等 		各学校へ設置したキーボックスにより、受け渡しが可能。 (令和2年8月設置完了)
実績報告	学校は毎月10日までに、前月の利用実績報告を教育委員会へ提出する。		教育委員会が公共施設予約システムへの使用申請に基づいて、実績の確認を行う。